

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 改正の背景

平成 21 年 10 月 16 日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(以下「答申」という。)において、FTTxサービス、DSLサービス及び固定ネットワークインフラの利活用等の固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備について、所要の措置を講じることが適当とされた。

本件は、答申を踏まえ、以下の規定整備を行うため、関係省令等の改正を行うものである。

1. FTTHサービスの屋内配線

- 平成 13 年総務省告示第 243 号(以下「指定告示」という。)の一部改正
- 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)の一部改正

2. ドライカッパのサブアンバンドル(FTTR(Fiber To The Remote Terminal)サービス)

- 施行規則の一部改正
- 接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部改正

3. WDM(波長分割多重)装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル

- 接続料規則の一部改正

4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加

- 施行規則の一部改正

(参考: 諮問対象外)

5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備

- 平成 13 年総務省告示第 395 号(以下「情報開示告示」という。)の一部改正

II 改正の概要

1. FTTHサービスの屋内配線

答申において、「NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当」とされたことを踏まえ、当該屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の指定対象に追加するものである。

(1) 指定設備の追加指定(☞改正指定告示第1号)

■ 戸建て向け屋内配線を一種指定設備の対象として追加するものである。

(2) 指定設備の定義の改正(☞改正施行規則第23条の4第2項第3号)

■ 戸建て向け屋内配線が一種指定設備となることとあわせて、接続を円滑に行うために必要な事項に係る屋内配線の規定は戸建て向け以外(マンション向け屋内配線)が対象であることを明確化するものである。

2. ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)

(1) FTTRに係る機能のアンバンドル(☞改正接続料規則第4条)

■ 答申において、「FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当」とされたことを踏まえ、FTTRに係る機能をアンバンドルするものである。

(2) FTTRに係る標準的接続箇所の追加(☞改正施行規則第23条の4第1項第2号)

■ NTT東西が接続の技術的条件を接続約款に記載すべき箇所(標準的接続箇所)として、き線点近傍の電柱等の箇所を追加するものである。

3. WDM装置が設置されている中継ダークファイバのアンバンドル (☞改正接続料規則第4条)

- 答申において、「WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該空き波長をアンバンドルするものである。

4. 中継ダークファイバに係る異経路情報の確認調査について「接続を円滑に行うために必要な事項」に追加 (☞改正施行規則第23条の4第2項第1号イ(1))

- 答申において、「現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当」とされたことを踏まえ、接続約款の記載を担保するため、光信号用の中継系伝送路設備に係る異経路構成の確認調査について、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項として追加するものである。

III 施行日等

施行期日は公布の日とする。

(参考) 諮問対象外の告示の改正

5. WDM装置の設置区間に関する情報開示ルールの整備 (☞改正情報開示告示第1条第3号イ)

- 答申において、WDM装置の設置区間か否かの情報は、「可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当」とされたことを踏まえ、当該情報を伝送路設備の敷設状況等と同様に情報開示の対象に追加するものである。